

かつらぎ町災害用トイレカー 仕様書

新しい地方経済・生活環境創生交付金
(地域防災緊急整備型)

令和 7 年度

か つ ら ぎ 町

○総則

1. この仕様書は、かつらぎ町（以下「発注者」という。）が購入する災害用トイレカー（以下「車両」という。）に関する事項について定める。
2. 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
3. 車両は、新規車両とする。本車両は、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属製品は全て新規製品のものであること。
4. 仕様や規格の変更等の疑義が生じた事項については、その都度、協議するものとする。
5. 防犯上、トイレの配置については両側面とし、女性トイレと男性トイレの入口を分け、隣合わせとならないように配置すること。
6. 提出書類は次によるものとする。
 - （1） 受注者は、製作に先立ち、この仕様に基づき次のものを2部提出して、製作細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。
 - ・製作工程表
 - ・車両概要図
 - ・その他発注者が指示するもの
 - （2） 完成納入にあたっては、次の関係図書を2部提出すること。
 - ・納品書
 - ・車両概要図
 - ・シャシ取扱説明書
 - ・自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - ・その他、発注者が指示するもの

○納入台数

4台

○仕様（普通自動車運転免許証で運転できるものとする。）

この車両は、感染症対策における避難所の適切な運営、自然災害等の発生により、ライフラインが寸断された被災地におけるトイレ不足の早期改善、また、イベントなどで移動式仮設トイレとして使用できるように、次のとおり仕様を定めるものとする。

なお、以下の数量は車両1台にかかるものとする。

(1) シャシ

※使用するシャシは最新式とし、諸元は以下の通りとする。

- ・メーカー・形式：スズキ キャリー 3BD-DAI6T(※同等品可)
- ・排気量：660cc
- ・変則装置：AT
- ・駆動方式：4WD
- ・乗車人員：2名
- ・最大積載量：350kg
- ・スペアタイヤ（ジャッキを含むこと。）

(2) 装備・付属品

- ・エアコン
- ・ラジオ（AM・FM）
- ・運転席・助手席エアバック
- ・パワーステアリング
- ・フロアマット
- ・ドアバイザー

(3) 車体塗装・文字入れ

- ・文字入れ、デザイン等については発注者と事前協議を実施すること。

(4) トイレ設備(シェルタイプとし、積み下ろしができる様にする事。)

※荷台への積載制限については道路交通法(昭和35年法律第105号)

第57条(乗車または積載制限)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条を遵守すること。

- ・トイレ室数 2(個室とすること。)(洋式トイレ2基)
- ・水洗機能(簡易水洗)
- ・臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
- ・手洗い設備
- ・化粧鏡
- ・トイレトペーパーホルダー
- ・トイレトペーパー収納庫
- ・容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても製造者が説明できるもの)
- ・照明設備
- ・換気設備
- ・扉入口に女性用・男性用の表記をすること。
- ・ベースジャッキ 4本

(5) 給水設備

- ・タンク容量:約140ℓ(1室あたり約70ℓ)

※ホース・ポリタンクで直接給水が可能であること。

(6) 排水設備

- ・タンク容量:約624ℓ(1室あたり約312ℓ)
- ・バキュームカーにより汚水が回収できる構造とすること。
- ・下水ホースを取付けて直接、下水道に汚水を排出できる構造とすること。
(下水直結方式)

(7) 電源設備

- ・自家発電機又は外部電源に接続可能であること。

(8) その他

- ・トイレ室へ出入りする際の階段を取付けること。

なお、走行時は格納できるようにすること。

○保証等

- ・ 保証期間は納車してから起算して1年間とする。ただし、契約と不適合が判明した場合には、保証期間終了後でも無償で受注者が修理等を行うものとする。
- ・ 保証期間中に車両及び資機材に故障が生じ、発注者から連絡を受けたときは、直ちに技術者等を派遣し、発注者が指定する期間内に運用可能な状態にすること。
- ・ 納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応をするものとする。

○登録手続き

- ・ 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は受注者がその手続き等一切を代行するものとする。
- ・ 登録費用及び納入に要する費用（車登録手数料、自賠責保険料、自動車重量税）は受注者が一時立替えし、請求するものとする。
- ・ 自動車損害賠償責任保険期間は25カ月とすること。

○納入

(1) 納入条件

・納入時、車両の燃料タンクは満タンとする。

(2) 納入期限

・令和8年3月31日(火)

※期限にかかわらず可能な限り早期の納入に努めること。

(3) 納入場所

・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町役場 危機管理課

※ただし、納入日時については事前に発注者と協議を行うこと。

○検査

完成検査(納入時検査時)は、新規登録後、発注者が指定する日時及び場所で行うものとする。

○その他

この仕様書にない事項については、協議のうえ、決定するものとする。

○担当連絡先

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町役場 危機管理課 防災係 担当 寺中(じちゅう)

電話:0736-22-0300(内線2022)

メールアドレス:kikikanri-bousai@town.katsuragi.lg.jp